平均被保険者数の推移

(単位:人)

区分	令和3年度 (当初予算)	令和2年度 (当初予算)	令和元年度 (決算)	平成 30 年度 (決算)
一般分	8,841	9, 228	9, 598	10, 031
退職分	0	0	4	44
合 計	8, 841	9, 228	9, 602	10, 075

1人当たりの費用額、1件当たりの費用額及び受診率の状況

区 分	令和元年度	平成 30 年度	平成 29 年度
費用額	3, 440, 428, 240 円	3, 514, 534, 896 円	3, 779, 504, 162 円
対 前 年 度 比	97. 9%	93. 0%	94.8%
1人当たり費用額	358, 303 円	348, 837 円	353, 654 円
対 前 年 度 比	102.7%	98.6%	101.1%
受 診 件 数	105, 682 件	109, 184 件	114,912件
1件当たり費用額	32, 555 円	32, 189 円	32, 890 円
対 前 年 度 比	101.1%	97.9%	99.8%
受 診 率	1, 100. 62%	1, 083. 71%	1, 075. 25%

世帯数及び被保険者数 (年間平均)

	上 年度	度 令和3年度		令和2年度		令和元年度	
区	分	当 初	予 算	当 初	予 算	決	算
	療・後期支援課 対象		前年度比		前年度比		前年度比
	世帯数	世帯 5,999	% 96. 9	世帯 6, 191	% 96. 1	世帯 6, 503	% 96. 5
	被保険者数	人 8,841	% 95. 8	人 9, 228	% 95. 5	人 9, 602	% 95. 3
介対	護納付金課税象		前年度比		前年度比		前年度比
	世帯数	世帯 1,941	% 96. 5	世帯 2,011	% 94. 3	世帯 2,215	% 94. 4
	被保険者数	人 2,313	% 94. 3	人 2, 452	% 96. 2	人 2,533	% 93. 5

【令和3年度の事業運営】

○医療費について

新制度へ移行し、医療費を北海道全体で共有することになったため、被保険者の負担を抑えるには、本市単独の医療費の減少に加え、北海道全体の医療費の減少も重要となる。そのため、今後も引き続き医療費抑制に向けた取組として「かかりつけ医・薬局をつくる」「重複受診を控える」「ジェネリック医薬品を使用する」等の啓発を行うとともに、「特定保健指導対象外となった生活習慣病リスク保有者や糖尿病性腎症重症化ハイリスク者に対する保健指導の機会の増」により将来的な生活習慣病の発症や重症化の予防を強化する。

これらの取組と被保険者の協力による医療費抑制効果のほか、近年の本市の医療費の動向を踏まえ、医療費の伸び率を前年度当初予算比 4.2%減として計上した。

○国民健康保険税について

賦課のベースとなる被保険者の所得・人員・世帯については、過去の推移から試算し、今後も引き続き収納率向上の取組に重点を置くことを踏まえ、現年課税分の収納率を一般分95.0%として積算した。なお、退職分については、経過措置期間の終了により被保険者が0人となるため、計上していない。

○保健事業等の実施について

生活習慣病対策として、特定健診については、引き続き未受診者対策を継続する。 特定保健指導については、生活習慣の改善に取り組めるよう、支援を継続するとと もに、特定保健指導対象外となった生活習慣病リスク保有者や糖尿病性腎症重症化ハ イリスク者に対する保健指導の機会を増やすよう努める。

また、継続的な運動習慣を意識づけるため、ウォーキング促進事業や水中運動教室を実施し、被保険者の生活習慣病の予防・改善を図っていく。

○令和3年度予定値

特定健康診査受診者数:2,700件(目標率38%)特定保健指導実施数:100件(目標率33%)

3. 特別会計

国民健康保険特別会計

国民健康保険は平成30年度から新制度へ移行し、北海道が財政運営の責任主体として市町村の保険給付費を全額賄い、市町村は、これまでと同様、資格管理や給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等を担っている。

令和3年度予算にあたっては、引き続き、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、適切な歳入・歳出額を検討し予算編成を行った。

【国民健康保険税の税率等及び課税限度額】

市町村は、北海道が負担する市町村の医療費総額の主たる財源となる「国保事業費納付金」を北海道に納めることになるため、「国保事業費納付金」を納めるための保険税収入の確保が重要となる。

保険税率については、国民健康保険財政の現状を踏まえて、被保険者の負担軽減を 図るため、令和3年度は税率を引き下げることとした。

令和3年度国民健康保険税の税率等及び課税限度額

賦課の区分		令和3年度	令和2年度
	所得割額	8.9%	9.1%
医療給付費分	均等割額(1人当たり)	28,000 円	30,000 円
	平等割額(1世帯当たり)	27,000 円	29,000 円
	課税限度額	630,000 円	630,000 円
	1世帯当たり税額	89,971 円	93,010 円
	1人当たり税額	61,049 円	62,400 円
	所得割額	2.3%	2.5%
	均等割額(1人当たり)	8,700円	8,700 円
 介護納付金分	平等割額(1世帯当たり)	5, 100 円	5,900円
一	課税限度額	170,000 円	170,000 円
	1世帯当たり税額	22, 365 円	24, 782 円
	1人当たり税額	18,768 円	20, 325 円
	所得割額	2.9%	2.9%
	均等割額(1人当たり)	8, 200 円	8,400 円
 後期高齢者支援金分	平等割額(1世帯当たり)	7,900 円	8,300 円
区郊同剛省 又饭並刀	課税限度額	190,000 円	190,000 円
	1世帯当たり税額	27,872 円	28,639 円
	1人当たり税額	18,912 円	19, 213 円